

夢を実現する第一歩のために

2024年1月号



ミツヒロニュース



新年おめでとうございます

今年と来年は重要な年だと言われています。近年、イスラエルやウクライナでの民族同士の争いが問題となっていますが、このような状況である今、日本特有の多様な文化を受け入れる姿勢を1人1人が持ち、お互いを尊重し助け合っていくことが大切なのではないでしょうか。人と人が繋がり協力していく1年になればと思います。

今年もよろしくお祈りします。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱 発表！
- ◇通勤手当の税と社会保険
- ◇確定申告にあたり
- ◇労働基準監督署の調査
- ◇新春のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます 令和6年 元旦

税制改正大綱 発表！

自民、公明両党は12月14日、令和6年度の与党税制改正大綱を決定しました。企業向けには賃上げ税制を拡充し、半導体など戦略分野の国内生産を支援する法人税の優遇措置を創設。個人向けには、所得税と住民税で1人当たり計4万円の定額減税を令和6年6月から実施する一方、高校生年代（16～18歳）の子どもがいる世帯の扶養控除は児童手当の拡充を受けて縮小する方針を盛り込みました。

防衛力強化のための増税の開始時期は明記せず、来年に結論を持ち越しました。

賃上げ税制の拡充により物価高を上回る賃金上昇を目指します。大企業の要件を厳格化する一方、中小企業は法人税から賃金増加額の最大45%を減税できるようにして、現行の40%から引き上げます。赤字でも将来の黒字を見込んで減税の権利を最大5年繰り越せるようにします。半導体やEVなどの生産、販売量に応じた法人税の減税措置も創設し、経済安全保障上の戦略分野の国内投資を促します。

定額減税は、年収2千万円超の富裕層は対象から外します。所得税と住民税が非課税の低所得世帯は減税の恩恵が及ばないため、1世帯7万円を給付。18歳以下の子ども1人当たり5万円を上乗せします。扶養控除縮小は、所得税で年38万円から25万円に、住民税で年33万円から12万円に引き下げます。実施時期は所得税が令和8年以降、住民税が令和9年度以降としていますが、来年の令和7年度大綱の議論で決定します。

一方で、子育て支援を拡充。住宅ローン減税は令和6年入居分から優遇を縮小しますが、省エネ性能の高い住宅を取得する子育て世代や若い夫婦に限り現状を維持します。生命保険料控除の上限も、子供がいる場合は引き上げます。

資本金1億円超の大企業に都道府県が課す外形標準課税では、税逃れのための減資に歯止めをかける新基準を導入します。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

令和 6 年度税制改正の概要（案）

所得税・個人住民税の定額減税

- ・納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、令和 6 年分の所得税 3 万円、令和 6 年度分の個人住民税 1 万円の減税を令和 6 年 6 月以降、速やかに実施。
- ・合計所得金額 1,805 万円超（給与収入 2,000 万円超に相当）の高額所得者を対象から除外。

賃上げ促進税制の強化（3 年間の措置）

- 賃上げ要件等
 - 大企業:現行の 3 %の賃上げ要件は維持しつつ、段階的に 7 %までのさらに高い賃上げ要件を創設
 - 中堅企業：新たに「中堅企業」枠を創設（従前の大企業の約 9 割）し、3 %・4 %の賃上げ要件を設定
 - 中小企業：現行の賃上げ要件(1.5%・2.5%)・控除率を維持
赤字の中小企業へのインセンティブとして、5 年間の繰越控除措置を創設
- 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への控除率の上乗せ措置(5%)を創設。
これにより、最大控除率は大企業・中堅企業は 30%→35%に、中小企業は 40%→45%に拡充。

戦略分野国内生産促進税制の創設（令和 8 年度末までに認定された事業計画が対象）

- 国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資^(注)を対象として、生産・販売量に比例して 10 年間の税額控除（各年度、法人税額の原則 40%の控除上限を設定）。
(注) 電気自動車等（蓄電池）、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF（持続可能な航空燃料）、半導体
 - 原則 4 年間の税額控除の繰越期間を設定
 - 一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件
 - G X 経済移行債の発行収入により減収額を補填

イノベーションボックス税制の創設

- 国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AI 関連のプログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%を所得控除（令和 7 年度から 7 年間の措置）。

子育て支援税制・扶養控除等の見直し（7 年度改正で結論。ただし住宅関係は 6 年分を先行実施。）

- 住宅ローン控除について、子育て世帯等に対して借入限度額を上乗せ。また、床面積要件を緩和。
- 住宅リフォーム税制について、子育て世帯等に対して子育て対応工事をメニューに追加。
- 生命保険料控除について、子どもを扶養する者について一般枠（遺族保障）の適用限度額を上乗せ。
- 16 歳から 18 歳の扶養控除について、児童手当の拡充と合わせて実質的な支援を拡充するよう見直し（国：38 万円→25 万円、地方：33 万円→12 万円）。あわせて、ひとり親控除について控除額・所得要件を引上げ。

地域・中小企業の活性化

- グループ化に向けた複数回の M&A を実施する中堅・中小企業の準備金制度を拡充し、雇用を維持しつつ成長分野への労働移動を確保。事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限を 2 年延長。
- 交際費から除外される飲食費の基準を 5 千円から 1 万円に引上げ。



通勤手当の税と社会保険



◆通勤手当と所得税

給与所得者に支給する通勤手当については、非課税限度額が設定されていて、その金額までの支給であれば、支給された通勤手当には所得税がかからない仕組みになっています。

非課税限度額は

- 交通機関又は有料道路を利用している人の場合：1か月最高150,000円
- 自動車・自転車などを使用している人に支給する場合：片道55キロ以上1か月最高31,600円～片道2キロ以上10キロ未満1か月最高4,200円
- 交通機関の通勤用定期券を支給の場合：1か月最高150,000円

等となっています。なお、通勤距離が片道2キロ未満で自動車や自転車などを使用している人に支給する通勤手当は全額課税となります。

規定されている額よりも多く通勤手当を支給した場合、超過分は給与として課税されます。

◆通勤手当と社会保険料


通勤手当は限度額までは所得税は非課税なのに対して、社会保険料の算定に利用する標準報酬月額には含めて計算することになっています。

所得税と社会保険の扱いの差は、所得税は「職場に行くための手当は結果的に手元に残らないから非課税」という考え方で、社会保険料は「労働の対価として定期的に受けた労働者の生計に充てられる手当なので計算に入れる」という考え方の違いのようです。

◆通勤手当とインボイス

適格請求書等保存方式の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の対象となります。ただ、社員に支給する通勤手当については、社員が適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書の交付を受けることができません。そのため通勤者につき通常必要と認められる部分については、特例で記帳のみの保存で仕入税額控除が認められています。

また、この「通常必要と認められる部分」については、所得税の非課税限度額を超えているかどうかは問わないため、所得税の非課税限度額との条件を混同しないように注意しましょう。



関与先 各位

確定申告にあたり

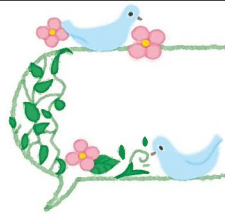
確定申告の時期が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類をご準備ください。なお、事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等も合わせてご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ●私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は、至急ご連絡ください。

※還付申告の方は、2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。





労働基準監督署の調査



◆はじめに

「労働基準監督署が来た！」 ドキッとしますよね。ただし、労働基準監督署の調査といっても「労働基準監督署のどの部署が来たのか」でその内容は全く異なります。

ここでは、労働基準監督署の組織とその組織ごとの調査内容についての概略をお話したいと思います。

◆労働基準行政の組織

日本における労働基準行政のトップ機関は厚生労働省です。その下部組織として全国47都道府県に都道府県労働局があり、さらにその下の組織として全国に321の労働基準監督署と4つの支署があります。また、労働基準監督署の内部にはその地方により若干の名称の違いがあるところもあるようですが、おおむね①監督課（若しくは方面）②安全衛生課③労災課④業務課（若しくは監督課庶務係）と呼ばれる組織が置かれています。

◆労働基準監督署の組織と業務

①監督課（若しくは方面）

主に労働基準監督官が配属されている部署で、一般的なイメージの労働基準監督署による調査（正式には監督）が行われ、調査の種類には、実際に監督官が現場に赴き調査をする「臨検監督」、代表者や人事担当者に監督署に来てもらい、聞き取り等の調査を行う「呼出監督」などがあります。

②安全衛生課

労働災害が起こった場合の調査や、労働災害が起こらないようにするための事前の調査が行われます。具体的には製造業や建設業における設備の状況等に関する調査の他にも、労働者の健康確保のための指導（メンタルヘルス指導など）も行います。

③労災課

労働災害保険申請時の書類審査や必要に応じて実地調査を行い、労災保険の支給決定を行います。また、労働保険料徴収に関する業務もここで行われます。

④業務課（監督課庶務係）

基本的には、監督署内における労務管理や経費の管理などの庶務が行われる部署になりますが、賃金構造基本統計調査などの統計調査の取りまとめを行う部署でもあります。これらの各部署の業務内容を踏まえ「労働基準監督署が来たが、どこの部署で何を調査に来たのか」確認をして慌てずに対処しましょう。

参考文献： ■中国新聞 ■ゆりかご

2024
HAPPY NEW YEAR!

新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに
取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます。

昨年10月から始まりました「インボイス制度」、本年1月からは「電子帳簿保存法」が本格運用、どちらも実務を重ねることで、不備や疑問点が多々出てきました。引続き情報収集し本誌にて発信してまいります。

副所長 中山 昌実

謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。政治・経済・天候と不安定な日々が続きますが、私達は世の中の仕組みに従って生活していくしか成す術がありません。皆さま一人一人が、喜びを感じられるよう祈念致します。今年も弊社並びにスタッフ一同を宜しくお願い致します。

専務取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

